

第34回  
東京地方裁判所委員会  
(平成27年2月5日開催)

## 東京地方裁判所委員会（第34回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

### 第1 日時

平成27年2月5日（木）15:00～17:00

### 第2 場所

東京地方裁判所第1会議室

### 第3 出席者

（委員） 荒井 勉，大沢陽一郎，大野正隆，岡田ヒロミ，門田美知子，合田悦三，  
小林克信，渋谷義彦，高橋順一，南波 洋，橋本 淳，深見敏正，  
藤田幸子，山元裕史，由岐和広，吉森裕次

（オブザーバー）

東京地裁民事所長代行 八木一洋

（事務局） 東京地裁民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，  
同総務課長，同総務課課長補佐，同総務課庶務第一係長

（プレゼンター）

東京地裁裁判官 関 述之

### 第4 講演及び議題

- 1 裁判員記者会見について（講演）
- 2 インターネットに関する民事事件の状況（議題）
- 3 東京高等・地方裁判所中目黒分室（仮称）の新設について（説明）

### 第5 配布資料

- ・「裁判員記者会見について」と題するレジュメ
- ・「インターネットに関する民事事件の状況」と題するレジュメ

### 第6 議事

- 1 開会
- 2 新任委員の紹介（渋谷委員，橋本委員，深見委員及び山元委員）
- 3 法曹以外の外部委員による講演等

【発言者の表示＝◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員，■：講演者，▼事務局】

講演担当の外部委員から裁判員記者会見について講演が行われた後，以下のとおり質疑応答があった。

- 報道を見ていると、裁判員を経験して良かったという意見が多いように思われるが、絶対に嫌だとか、裁判員なんてやるものじゃないというような意見を述べられる裁判員経験者はいなかったか。
- 私が経験した中には、そのような意見を述べられる裁判員経験者はいなかった。おそらく、大半の皆さんは裁判員を終えた後は、肩の荷を下ろしたという感じで、満足感を感じていらっしゃる方が多く、そういう中で発言をいただいていることもあるのではないかと思うし、これは質問する側の力量にもよるのだろうが、色々なことを聞いていくと、色々な意見が出てくるものなので、通り一遍の質問しかしなければ、「裁判員を経験して良かったです。」という意見しか出てこないで、そこは記者の方も手を替え品を替え質問していくということが大事なのではないかと思う。
- 裁判員経験者には、記者会見とは別にアンケートにも回答いただいているが、「良い経験をした」という趣旨の意見が90パーセント以上を占めている。それでも消極的な意見がゼロではないので、記者会見の場で否定的な意見が出ないということはないと思うが、そもそも、そのような意見をお持ちの方は、記者会見に出席されること自体も少ないのではないかと思われる。
- ◎ 記者会見への出席の働きかけは、どの事件も裁判長を中心に行われているのか。
- 裁判所としても、出来るだけ多くの方の意見を聞かせていただきたいと思っているので、裁判長が中心になって働きかけを行っている。
- ◎ 裁判所の担当者が守秘義務の関係で記者会見に立ち会っているということだが、実際に注意喚起を行う場面というものはあるのか。
- 職員の記者会見への立ち会いは、裁判員経験者が発言に困った際の相談役という意味合いもあるので、具体的な場面というものはそれほど多くはないのではないか。
- ▼ 注意喚起を行う場面というものは、月に1回あるかないかという程度である。具体的には、記者の方が「量刑が重かったと思いますか」という質問をしてしまった時に質問を変えてもらうことが多い。
- 講演の中で、裁判員制度はまだ定着していないという話が出ていたが、定着させるために何か良いアイデアはないか。
- 裁判員裁判が日常的なものになりつつあり、司法関係者も報道関係者も制度に慣れてきているという面があって、小まめに裁判員からの声を拾うという作業が出来

にくくなっている。だから、どうしても大きな事件だけを取り扱うということになってきて、裁判員の声が紙面に載る日というのが少なくなっているような気がする。なるべくメディアの側も記事の形であるとか、テレビの放映の形を工夫して情報を出していければいいのではないかと思う。

○ これはやむを得ないことではあるけれど、今日だか、昨日だかにも裁判員が遺体の写真を見て失神してしまったという記事が載っていたが、裁判員制度へのマイナスイメージとなる報道がされることが、制度の定着を遅らせる一因とはなっていないか。

■ 福島の遺体写真の事例は確かにインパクトがあったと思うけれど、他方では、NHKで放送されていた「裁判員のその後」という番組のように、裁判員を経験してこんなに変わったと、その後に良い影響を与えているという継続取材や報道も出てきているので、メディアの側からすれば、そうやってバランスを取っていけばいいのかなと思っている。あとは企業とか送り出す側が、休暇制度を含め、裁判員制度への理解を深めてもらえればいいのかなと思う。

○ 一般の人からすれば、裁判員になるということは非常に特殊なことだと思う。裁判員制度に慣れてきている報道関係者の、センセーショナルで大きな事件を中心に裁判員の意見を聞きたいという姿勢も理解は出来るが、記者会見の時に質問する形を単なる興味本位な視点からだけでなく、より世の中に普及させようとする形でこれまでとは違った視点からの切り口で報道していただくと、裁判員制度というのがより身近なものになるのではないかと感じた。

■ 事件そのものに焦点が当たっている著名事件はともかくとして、その他、多数の事件では、「何か裁判員を経験されて良かったと思うことがあるか。」とか、「もう少し改善した方が良くと思う点があったか。」とか、その事件についてのことだけでなく、「直接、被告人を前にしてどう思ったか。」など、裁判員に普通に答えてもらえるような質問を振るようにもしている。また、私が経験した中では、被害者である女性が法廷に出頭してきた事件で、女性の裁判員が「被害者に事件の体験を思い出させるのは酷なことかもしれないですね。」というような感想を述べられたのを聞いて、「なるほど」とこちらが気付かされることも多いので、色々な切り口で質問をすることは、記者によるとは思うけれど、大事なことだとは思っている。

○ 制度開始当初は、裁判員にとっても色々な負担があるし、記者会見には誰も出席しないのではないかと思っていたが、報道や今の話を伺っても予想以上に裁判員が記者会見に出られているという印象を持っている。かつ、色々な意見が述べられているのを報道で見ている、「裁判員はそう考えるのか」とか、「そこまで意識が高いのか」とか、「もっとこうあるべきじゃないか」等の意見を仰っていて、記者会見をする、それを報道するという事は、裁判員制度を定着させる上で非常に意義深いことではないかと思っている。現在、裁判員制度が定着しているのか定着していないのか、色々な意見があるとは思いますが、検察庁としても裁判員に立証を理解していただく必要があるので、学校に行って先生に「裁判員制度というのはどういうものですよ。」という説明をしたり、それをきっかけとして、検察庁の職員が生徒の前で模擬裁判をして、生徒に「裁判員だったらどう考えますか。」と聞いてみるような活動を全国の検察庁が行っていて、結構な要望もきているようである。また、毎年、年末になると次年度の裁判員候補者に選ばれたということで、かなりの数の通知が送付されていて、候補者に裁判員制度というものを考える機会が与えられているので、この制度を続けていけば、年々国民の制度への理解が深まるということにもなり、どんどん定着していくのではないかとも思っている。そういう意味では、記者会見で守秘義務に反しない範囲で、どのような意見を裁判員が持っているかが報道されるということは、制度定着のための手段の一つとして、非常に有意義であるとも思っている。

#### 4 議題「インターネットに関する民事事件の状況」

【発言者の表示=◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員，■：講演者，▲オブザーバー】

(1) プレゼンターによるインターネットに関する民事事件の状況についての説明を行った後、以下のとおり質疑応答があった。

○ 仮の削除、仮の開示請求、仮の消去禁止の3つの類型に求められる担保は、大体どのくらいで、どのような基準で決められているのか、差し支えない範囲で教えていただきたい。

■ 仮の削除の場合は、記事が多いか少ないかあたりが一番担保額を決める上で、影響してくるが、大体インターネット関係仮処分となると10万円から50万円の範囲が多いような印象を持っている。

- 部の中では大体の基準を設けて、統一しているのか。
- 担保決定は個々の事案により、裁判官が個別に判断する事項なので基準はない。その上で傾向を見ると大体は先ほど述べた金額の範囲内で収まるのではないかと思う。
- 直接今回のテーマと関連することかどうか分からないが、最近、スマートフォンのアプリケーションソフトであるLINEを利用した学校でのいじめの問題を報道等で目にする機会が増えたが、LINEに関連した申し立て等を受けることはあるか。
- LINE関連の仮の削除だとか、仮処分が申し立てられたケースというのは、私自身としては経験がない。
- LINEを通じたいじめが社会問題になっていることも事実なので、今後のどのような対処が必要になるのか、展望があればお聞かせいただきたい。
- LINEに書かれたことも、記事の内容如何によっては、名誉権侵害やプライバシー侵害だと判断されることもあろうから、その場合には発信者に対する何らかの法的手段が採られる可能性は十分にあると思われる。
- LINEだと登録している複数の人に一挙にメッセージを送ることができて、例えば、「AさんがBくんの悪口を言った、Cさんも言っていた」とかいうことを複数人に一挙に送信することができるので、それがきっかけで学校でのいじめに発展することもあるとは思っている。
- ◎ LINEの場合に不特定多数の人が了知できるという、名誉毀損の要件を具備しているかどうかは疑義がある。
- LINEのようなある程度限定されたネットワークの場合には、直接、親御さんであるとか、学校であるとかが、管理しているところに削除をしてもらおうというようなことはやっていて、ネットパトロールではないけれど、見つけたら削除を要請して、要請を聞かなかったら、また別の手続ということになるのかもしれないが、要請されて削除に応じているというケースも多いのではないかと思う。
- 話を伺っていて感じたのは、手続が煩雑で、私が被害者だったら民事保全の申し立てはできないなと思った。インターネットの世界は凄惨な状況になっていて、一つは名誉毀損、プライバシー侵害の書き込みやヘイトスピーチがあったとすれば、それが一気に拡散をしてしまう。こうした状況を踏まえると、先ほどの話の中にあつた民事9部への申し立てが600件では済まないのではないかと思う。そうすると実は泣き寝入りをしている被害者というのも随分といらっしやって、そういう意味でいうと使い勝

手をもう少し良くできる方策というのではないのだろうかと思うのと、もう一つは、審理期間が平均で19日という話だが、おそらく19日間で書き込みが拡散してしまうケースというのもあると思うが、現場の裁判実務に携わっている裁判官の立場からそれらの点をどのように感じられているのか。

◎ 煩雑で申し立てがなかなか難しいのではないかという点は、こういう申し立てをする債権者側には、大体、代理人弁護士が付いている場合が多いのではないかと思うが、その割合とかはどうか。本人申し立てもあるのか。

■ ごく稀に本人申し立てもあるが、大半は代理人弁護士が付いている。その代理人もコンピューター関係に詳しい弁護士が付いているので、手続については精通している。それと如何せん、インターネット上に匿名で投稿されているので、発信者を突き止めるまでが大変だというのはあるが、とりあえず記事の削除をしようとするだけであれば、仮の削除という手続だけで済むかと思う。

○ 仮に削除前の投稿が転載されたら、転載後の記事の削除についても別に申し立てをしなければならないのか。

■ そのとおりである。

○ そうするとイタチごっこのような状況になる。

● 私は13年くらい前に講演者と同じ立場で事件処理を行っていた経験があって、当時はインターネットも普及はしていたが、月に1件の申し立てがあるかないかという状況であった。現在のように社会問題になるほどにインターネットによる名誉毀損が大きな問題とはなっていないが、現在、これだけの事件数が申し立てられているというのは、裁判所がそれに応じて色々な方法を考えて、対処してきたからだとも思う。当時は、雑誌とか新聞とかによる名誉毀損が多くて、自分の昔撮った写真が勝手にどこかに掲載されたなどとかというのがメインであった。それが今このような状況に変わってきているのは、一つには表現の自由という民主主義の基礎の問題があるので、安易にそれを削除してしまうことが許されるのかどうか。仮処分については、相手方の立場もあるので、相手方の意見を聞く機会を持ちなさいというのが民事保全法23条4項に規定されていて、そのために相手方を呼び出すことが難しい事件があって、例えば外国の方とかもおられるので、それをどうするのかという問題もある。保全手続では通常の民事訴訟手続と比べてもかなり手続を簡略化していて、電話で相手方の呼出しを行うこともある。外国の相手方だと呼出しも難しいし、外国のプロバイダを

経由するというケースもあって、色々な課題もある。当時、申立てが少なかったというのは、プロバイダ責任制限法という法律ができていなかったということもあったし、その後、法整備がされて、発信者情報開示請求権というのが法律に明記されたので、インターネット関連の仮処分が増えてきたという経緯がある。裁判所としても努力をするところではあるが、場合によっては更なる法律が必要になるという面も少なからずあるものと思われる。

◎ 債務者になるのはコンテンツプロバイダが多いとのデータがあって、その属性としては、外国法人が半分近くを占めているとのことであれば、コンテンツプロバイダが外国法人であることが多いということなのか。

■ 発信者と直接契約をしている経由プロバイダは日本法人であることが多いが、コンテンツプロバイダは外国法人であることも多い。

○ コンテンツプロバイダに対して仮の削除を申し立てた時に、相手方であるコンテンツプロバイダが削除に反対することはないのか。

■ コンテンツプロバイダは、自身で投稿記事を書いたわけではなく、名誉毀損に当たらないのではないかとか、プライバシー侵害はなかったのではないかと争ってくる場合もある。ただし、あまりに投稿の内容がひどい場合には、裁判所の方で削除を認めるならどうぞという態度を示すこともあるし、仮に申立人と相手方双方に代理人弁護士が付いている時には、「削除しましょう。」と双方の話合いだけで解決することもある。

○ 仮の開示請求があった場合はどうか。

■ それも同様である。争う場合もあるし、開示に任意に応じる場合もある。

○ 争うとしたら、どのような点で争うこととなるのか。

■ 仮の削除の場合と同様に、書き込まれた投稿記事が名誉毀損ではないとか、プライバシー侵害には当たらないという争い方が一番多い。

○ 通常、保証金は相手方への損害賠償の担保という形で付けることが多いが、ここでいう保証金も同様にプロバイダに生じた損害に対する賠償の担保として考えられているものなのか。そうなのだとすれば、仮の削除を求められている記事はプロバイダ自身が直接発信したものではなく、記事を削除されたとしても、プロバイダ自身にそれほど大きな損害が生じるとも思えないから、申立人の利便性を考慮すれば、保証金の額をもう少し下げるとか、無担保にするということもあり得るのではないか。

■ プロバイダが任意に開示に応じたり、仮の削除をするということは、別の見方をすると投稿の発信者がサービスを利用し辛くなるということだし、匿名で投稿を発信したにも関わらず、発信者の実名を特定する糸口を与えてしまうということにもなるから、発信者からプロバイダに対して何らかの法的な責任の追及というのがあるのではないかという点が懸念される。なので、プロバイダには利害関係がないから保証金がゼロでいいのかというと、それはもう少し慎重に考えねばならないことである。ただし、仰るとおり、申立人の利便性を考慮するという観点も必要なので、大多数の事件の保証金が10万円から50万円と、どちらかという民事保全手続の中では安い部類の範囲内で収まっている。

◎ 争われる部分というのは、当該記事が名誉毀損に当たるか、プライバシー侵害に当たるかという部分が大きいのか。

■ そのとおりである。

○ 昨年の通常国会で私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律が成立し、その時の議論として、男女間で交際していた時の性的な画像を別れた後で勝手に公表された場合に、早期に削除をすることができなければ被害が拡大してしまうので、何らかの対策を打たねばならないということで、刑事処罰を設けたのと、プロバイダ責任制限法の特例として、掲載者に削除についての意見があるかないかを聞いて、何日間回答がなければ削除をしても責任を問われぬという、損害賠償を免じる期間を短縮するという改正をやった。その時に削除の実態はどうかという説明があり、警察に被害の相談をして削除をされることもある。或いは人権相談があれば人権相談の方で削除をするための法的なやり方を教えてプロバイダと交渉して削除に至ることもあると色々な説明が出ていたが、民事保全という方法があるという話は全然出てこなかった。先ほど申立件数が600件あるという話が出ていたが、その中に今話したような事例の申し立ては含まれているのか。

■ 申立ての大半は名誉侵害やプライバシー侵害が大半を占めているが、少数ではあるがそのような事例も含まれていて、私自身も実際に1、2件事件を取り扱ったことがある。

○ その場合の平均審理期間も概ね19日ということなのか。

■ そうである。ただし、19日というのは、外国法人に対して呼出しの手続きを要する場合も含まれた平均審理日数なので、国内法人の場合にはもっと期間は短くなる。

国内法人が相手方となる標準的な審理の場合だと、申立てがあった当日又は翌日に債権者の事情を聞く日を設けて、その1週間後に債務者を呼び出し、債権者を立ち会わせて、双方の事情を聞くという審尋期日を設けて、そこで判断が出来ると思ったら判断をするし、そこから更に双方で議論を尽くしてもらおうと思ったら、そこからもう1週間後に期日を設けるという形を取っていて、大体そこで結論が出るという流れになっている。

- プロバイダの段階で発信者の投稿記事を載せないという方法は取れないのか。
- 私の聞いた限りでは、プロバイダの側から動き出して削除するという制度はどの会社も設けていないようである。ただし、申立てがあつて、内部的な基準に合致すれば、自主的に削除に応じるという制度を設けている会社もあると聞いている。
- ◎ プロバイダの側で自主的に乗せないということはあるのか。プロバイダの側で制限をするというのは、表現の自由との関係で難しいのか。
- その場合だと民事保全にならないので、裁判所の側で把握することは難しい。
- 先ほどから話題となっている、子供のいじめだとか、ヘイトスピーチ等、名誉毀損やプライバシー侵害では捉えきれない事案についても、出来れば東京地裁の保全部が頑張つて、ちょっと広げることはできないのか。確かにこれは立法の問題も含むのかもしれないけれど、必ずしも解釈で解決することのできない問題でもないように思われるので、一度地裁内で検討いただくということではできないのか。また、先ほどの話の中にあつた、仮の削除、仮の開示請求、仮の消去禁止の3つの仮処分を順繰りにやるのではなくて、一回の申立てで全ての手続きをすることが出来るようにはならないのか。相手方が異なるという事情は分かるが、そうすれば手続のスピード感も増し、被害の拡散も防げて、利用者の利便性も高まるはずなので、一般の方が理解しやすいような方法を検討いただくことはできないのか。
- 前段の問題に関しては、検討させていただく。後段の問題に関しては、民事保全の場合には、どうしても特定の債務者に対する手続という構造になっているので、債務者を特定いただかないと手続が進まないというのが現状である。
- それは分かっているが、無理なこととは承知しているが、先ほどから市民委員の方々が仰っていることももっともなことだと思うし、司法に寄せられている信頼感という観点からも、法曹の世界で検討する余地はないものかと思うところがある。
- 答えになっているかどうか分からないが、民事保全法23条4項本文に「債務者が

立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。」との規定があるが、ただし書きとして「その期日を経ることにより仮処分命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。」との規定があるので、本当に内容が酷いという時には、このただし書きの規定を適用して、債務者の審尋を経ずに発令をする場合もなくはない。

- 稀に消費者センターにも同種の相談を持ちかけられることがあって、相談先として弁護士に相談するよう誘導したいと思うのだが、どの弁護士がIT関係に詳しいのかが分からないので、その場合には弁護士会に相談するように伝えれば、弁護士会の方でIT関係に詳しい弁護士を紹介するシステムとなっているのか。
- 紹介するシステムとなっているはずであるが、うまく機能していない部分があるのであれば、弁護士会の課題として検討していきたい。
- どこに相談すべきか分からなくて手続をするにも時間を要するし、申立てをしても審理に時間がかかってしまう。だとすれば、この手の投稿記事は一度掲載されてしまうと、どこに転載されてしまうかも分からないし、永遠に消えないのではないかとか、一度掲載されてしまえば最後だと多くの方が思っているので、先ほど弁護士委員からも話があったとおり、手続を簡素化する方法を裁判所としても検討いただきたいし、インターネット業界としても、こんな投稿が掲載されていいのかというものが掲載されないような何らかの工夫が必要なのではないと思う。
- 繰り返しになるが、先ほどお話しした平均審理期間19日というのは、相手方が外国法人である場合も含んだ日数であり、国内法人が相手方となる場合のスケジュール感というのは、大体2回の面接で10日以内には担保決定に至るとというのが普通である。
- プロバイダに命令をするというのは、裁判所だから出来ることでもあるので、このような手続があるということを広く一般の方にも知ってもらわねばならないのではないか。
- ◎ そのとおりである。先ほど話に出た、弁護士会等でADRを作って、そこに申立てをすれば、そこに動いてもらうというのものもあるだろうが、それでは強制力がなかなかないから、コンテンツプロバイダが言うことを聞かないということもあるかもしれない。
- 表現の自由が背景にあるので、コンテンツプロバイダとしても損害賠償の申立てを

されたら、どうしようかという問題もあるだろうと思う。

- 外国のプロバイダは、裁判所から削除に応じろと命じられて、応じるものなのか。
- 応じる場合もあれば、応じない場合もある。ただし、外国法人の代理人として日本の弁護士が付いている場合には、裁判所が判断してその決定がやむを得ないとプロバイダ側が判断すれば、削除をしたり、開示に応じたりすることはある。
- そもそも審尋に呼ばれても出てこないということはあるのか。
- ある。一度呼び出しをして、それに対して何も反応がないようであれば、言い分を尽くす機会は与えただろうということで、仮の削除を命ずる場合もある。
- その場合、どうやって相手方に命令を伝えることになるのか。
- 通常の民事裁判の場合には、相手方に送達が出来て、そこから強制執行という手続に入っていくが、民事保全の場合には、相手方に送達ができないと効力が発生しないという手続ではないので、相手方に命令が伝わらなくても執行することが可能である点が他の手続と異なっている。侵害が甚だ大きな場合には、手続のスパンを短くしていくということもあり得るわけで、随分と昔の話になるが、侵害状況が酷くて拡散してしまっただけではいけないということで、僅かな期間で決定を出して出版を止めたという例がある。
- ◎ これまでは保全ということで話をしてきたが、本案の訴訟としても当庁に係属している事件があるので、その統計数値を分かる範囲で説明していただきたい。
- ▲ 本案の訴訟は当庁の30以上ある通常事件を扱う部に係属していて、それを正確な統計数値として把握しているわけではないが、何人かの裁判長に傾向を聞いたところでは、最近インターネット関係の本案の訴訟、これを大きく分けると、発信者情報の開示請求と発信者が特定されていることを前提とした名誉権侵害に対する損害賠償請求との2つの流れに分けられ、確かに本案訴訟は増えているとのことである。ただし、増えているとはいっても高い割合を占めているという程ではなくて、単独事件として扱われている発信者情報の開示請求事件であれば、部の単独事件の数パーセント程度に過ぎないとのことである。実際に係属している事件の様相は様々で、侵害が酷いものも多く、投稿記事の違法性を認めること等も結構あるという話も聞くが、まだ一概にはいえないとのことである。一般的な話として、酷い侵害であるといえるものから、これは原告が気にし過ぎではないかというもの、先ほど話のあった表現の自由との関係で、これを認めるわけにはいかないのではないかというも

のまで、随分事案によって違うようである。本日の議論というのは、一般的に酷い侵害がある場合に、どのように迅速に救済するかという部分に関心が集中していたと思うが、実際の紛争となると、必ずしもそうともいえない記事の事件も相当程度あるように見受けられる。また、和解で解決をすることが出来るか、裁判外で解決することが出来るか、ADRで解決することが出来るかといった話に関連すると思うが、例えば発信者情報を開示せよという請求をした場合に話し合いをしようとしても、事業者の方は、判決で裁判所の判断を示して欲しい、その判断に応じて任意に開示することもあるかもしれないけれど、なかなか任意の和解として開示することは難しいという話が出ることも稀ではないとのことである。

#### 5 東京高等・地方裁判所中目黒分室（仮称）の新設について

【発言者の表示＝◎：委員長，○：委員】

委員長から中目黒分室の新設について説明が行われた後、以下のとおり質疑応答があった。

○ 法曹関係者よりも、一般の利用者が利用しやすい庁舎となるよう意見を取り入れていただきたい。例えば、破産でもとてもビジネスとは思えない破産もあり、そういう事件はどうするのかという意見も取り入れていただきたい。

◎ ご意見は承った。

#### 第7 次回のテーマについて

外部委員から法曹以外の委員の立場から、地方裁判所の運営に関する意見、提案のプレゼンテーションを行っていただくこと、並びに裁判所委員から裁判員制度に関する広報の取組をテーマとして取り上げたい旨の意見が出されたことから、これを踏まえて検討した結果、第35回は「裁判員制度に関する広報の取組について」をテーマとすることになった。

#### 第8 次回以降の開催期日について

次回：6月12日（金）午後3時00分

次々回：10月22日（木）午後3時00分